

# 令和6年度農業農村振興関係事業の概要

～「令和6年度白鷹町農業農村振興施策に関する『意見書』」に対して～

令和6年3月22日

農 林 課

## 1. 水田活用の直接支払交付金について

- 生産現場の実態、平場と傾斜のある中山間地域の違いの十分な把握と、地域の実情に合った要件となるよう国に対する働きかけ
- 耕畜連携による飼料生産の維持・拡大に向けた支援要請

新型コロナウイルス感染症による外食産業の低迷や人口減少、近年では高温などの異常気象など、米生産については今後も厳しい状況が予想されるところであります。生産の目安の達成に向け、各地域におきまして生産調整をいただいていると承知しているところであります。

水田活用の直接支払交付金は、交付要件の厳格化により、畦畔や水路のない水田や5年間に1度も水張りがされない水田は交付対象外となり、条件不利地の荒廃等が懸念されるところであり、耕作者や地域の実情など機会を捉えながら、国へ働きかけをする必要性を感じております。また、水張りが困難な水田につきましては、畑地化促進事業を活用いただき畑作物による農地保全、収益確保などの検討を進めていただくことが重要であると考えております。

農地の活用については、地域計画の策定の中でも議論をいただきながら、転換作物や粗放的な作物、日本型直接支払制度活用により今後も農地の維持についてお願いをいたします。

海外情勢により飼料価格が高止まりの状況が続き、本町の農業生産の約4割を占める畜産の経営を圧迫している状況にあります。特に酪農は厳しい状況にあることを踏まえ、農地活用と酪農の自給飼料生産拡大の両面から、町といたしても事業化の検討を継続してまいりますので、皆様におかれましてもご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎令和6年度における具体的事業と予算額

・経営所得安定対策等推進事業

600 千円

## 2. 担い手への農地の利用集積・集約化について

### ●農地中間管理機構にかかる手数料負担額に対する支援の実施

農家戸数の減少は加速しており、後継者や担い手においては多くの農地を耕作いただいている状況にあります。これまでも人・農地プランにより地域農業、農地の保全に尽力いただいているものと承知しております。国においても人口減少の本格化に伴い、地域計画の策定と目標地図の作成が義務付けられたところでもあります。本計画については、令和7年3月までに完成させる必要があることから、現在は各集落において話し合いを実施しております。

話し合いでは、限られた労働力において地域の協力と効率的な営農が必要であり、実現するためには農地中間管理機構を活用した、出し手と受け手のマッチングが欠かせないものと認識しております。

なお、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様におかれましても、農地利用の最適化に向け一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

良好な農地活用を推進し農地中間管理機構の活用を加速させるため、手数料負担に対する支援につきましては、課題もありますので引き続き研究・検討を行ってまいります。

#### ◎令和6年度における具体的事業と予算額

・機構集積協力金交付事業

2,000 千円

### 3. 農業用資材（肥料・飼料含む）、原油等の価格高騰対策について

- 価格高騰対策の継続支援について、国や県への働きかけ
- 町と関係機関が密に連携し、価格高騰分の差額支援の継続実施

農業を営むことに必要な生産資材や原油等の燃料価格の高騰については、新型コロナウイルス感染症による影響以降、諸外国の外的要因等により終息の見通しが不透明な状況にあると承知しております。

肥料高騰についてはピーク時よりも安価になっているものの、飼料価格は高止まりの状況が続いている状況にあります。

令和5年度におきましても、飼料価格の高騰により大きく影響を受けている乳用牛に対しまして、国・県と協調しながら配合飼料の一部を支援してまいりました。乳価については、期中改定による値上げが行われ明るい兆しがみられる一方で、生産コスト上昇による影響が強く、以前のような経営とは至っていない状況にあると認識しております。

先行きが不透明な状況におきましては、価格差補填の短期的な支援以外にも、自給飼料の生産拡大などのように中長期を見据えた支援策も必要であると考えております。持続的な営農が図られるよう、関係機関と連携を密にしながら情報収集に努めてまいりますので、皆様におかれましてもご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

#### ◎令和6年度における具体的事業と予算額

- |                      |       |
|----------------------|-------|
| ・生産資材等高騰緊急対策資金利子補給事業 | 116千円 |
| ・農業経営基盤強化資金利子補給事業    | 12千円  |

## 4. 有害鳥獣害対策について

- 地域ぐるみで行う電気柵設置に対する支援事業の継続実施
- 若手狩猟会員の増加に向けた狩猟免許取得の継続支援
- 処理施設整備の措置
- 東根地区の鳥獣保護区の解除

1) 令和3年度より実施している「地域ぐるみで行う広域電気柵設置への支援」は、これまで杉沢地区、高岡地区、小山沢地区、萩野地区の4地区で取組が行われ、被害軽減効果が表れております。なお、電気柵の効果を十分に発揮するには、鳥獣に合わせた適正な設置と草刈り等の適切な維持管理が必要となります。

また、藪の刈払いや放棄果樹の除去等を行い、鳥獣を寄せ付けないことも大変重要であり、地域における体制づくりが効果を上げるかぎになるものと考えております。

今後も地域の方々や関係機関と情報共有を図りながら、引き続き、地域ぐるみで行う鳥獣被害対策への支援を継続してまいります。

2) 鳥獣被害対策は、\*侵入防止対策、\*集落環境整備、\*捕獲活動の3本柱が重要であると認識しておりますが、鳥獣被害や出没が増加している中、各個人による対策だけでは限界がありますので、環境点検や研修会等を地域全体で取り組む必要があると考えております。

現在、有害捕獲活動に従事する白鷹町鳥獣被害対策実施隊員（＝猟友会員）の方々においては、出勤回数が年々増えていることに加え、隊員の高齢化や捕獲後の埋設場所の確保など負担が増加しております。新規猟友会員の確保を進めるため、引き続き、新規狩猟免許取得支援を継続してまいります。

また、有害捕獲後の処理負担軽減に繋がる適正な処理施設整備に向けた計画策定等を行ってまいります。

3) 鳥獣の捕獲については、狩猟と有害捕獲に分けられます。狩猟活動については、概ね11月から翌年2月に期間が限られており、鳥獣保護区等の制限がある区域では活動ができません。東根鳥獣保護区については、昭和24年に県指定の鳥獣保護区として設定され、狩猟活動について制限されている状況にあります。

このような状況にあるため、鳥獣保護区内における有害鳥獣の捕獲圧を高めるべく東根鳥獣保護区での狩猟活動の制限について、イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカの特定の動物に限り解除する方向で県と協議を行っております。鳥獣保護区の存続期間は10年ごとの更新となるため、次回更新時期である令和7年11月1日から制限が緩和されるよう県と協議を進めているところです。

なお、許可により実施する有害捕獲については、随時実施してまいります。

◎令和6年度における具体的事業と予算額

・有害鳥獣被害対策推進事業（県補助）	280 千円
〔 電気柵設置事業	120 千円 〕
〔 イノシシ夏季捕獲	160 千円 〕
・鳥獣被害対策協議会活動補助金（町単補助）	3,000 千円
〔 有害鳥獣被害対策緊急事業	900 千円 〕
新規狩猟免許取得補助金	100 千円
集落ぐるみで行う鳥獣被害防止推進事業	1,400 千円
白鷹町鳥獣被害対策実施隊賠償責任保険	150 千円
鳥獣対策備品（捕獲用罟、追払い花火等） 他	450 千円 〕

(参考)

山形県鳥獣被害防止総合対策交付金（国補助）要望ベース 11,910 千円

（※白鷹町鳥獣対策協議会へ直接補助）

〔 広域電気柵設置事業（R5 国補正）	2,030 千円 〕
〔 広域電気柵設置事業（R6 当初）	9,880 千円 〕

## 5. 新規就農者・担い手の確保について

- 果樹やホップといった園地、畜産設備等の既存施設を新規就農者が有効活用と  
するため、初期投資負担軽減支援を含めた経営継承の仕組みづくり
- 就農を目指す若者等に対する幅広い周知活動の展開
- 新規就農者の確保につなげていく施策の実施

農業従事者については、高齢化などにより本町に限らず全国で減少している状況にあります。次代を担う農業者の確保、育成は本町にとっても喫緊の課題であると考えております。

新規就農者の確保に向けては、首都圏等で開催される新農業人フェアなどに出展し対応していますが、なかなか成果にはつながらない状況にあります。近年の傾向としては、首都圏に近い産地で雇用されることを望む方が多いことなどが影響していると考えられます。

そのため、令和5年度から雇用就農の支援策として、雇用主が雇用者に使用させる「軽トラック導入」の支援なども実施し、本町での支援策を強化しております。今後につきましても、新規就農者の確保に向けて取り組みを継続してまいります。

令和6年度より東北農林専門職大学が開校し、翌年後からは実習が行われる予定でありますので、新規就農者受入協議会といたしましても、受入れ体制の整備や強化が必要と考えております。

初期投資の負担軽減対策についても、農業者の意向把握及び関係機関との連携により、新たな就農者へ農地や施設の継承など研究・検討してまいります。

多様な人材の活用など農業者以外の労働力の確保対策については、全国的に活用実績数を伸ばしつつある「1日農業バイトアプリ『daywork』」の啓発に努めるなど、関係機関と一体となった取組を推進してまいりますので、皆様におかれましてもご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

### ◎令和6年度における具体的事業と予算額

・新規就農者支援事業	2,520 千円
・新規就農者育成総合対策事業	8,668 千円
・地域農業活性化推進事業	1,777 千円

## 6. 基盤整備と水路整備の対策

- 将来に向け安定した農業生産を可能とする農業生産の基盤の整備と水路の整備
- 大型の農業用機械・作業車が、農地まで通行可能な農道・農道橋の整備

農家の高齢化や担い手・後継者不足に伴い、農業生産の効率的かつ省力化に向けた基盤整備は重要な取組と認識しております。

令和4年から5年にかけて実施された、広野下川原地区のほ場整備においては、大区画化とICTを活用した自動給水栓を設置する内容でした。地元からは大区画化に伴う作業効率の向上を喜ぶ声が聞かれております。他にも浅立地区においては昨年度から調査が開始され、さらに、浅立地区と隣接する広野南部地区や東横田尻地区、西横田尻地区についても整備に向けた取組が進められるなど、各地区において基盤整備に向けた検討や相談が進められている現状にあります。

一方で、農業用機械等の大型化に伴う農道や農道橋の整備、基盤整備、水路整備は国の補助事業の活用が見込まれますが、いずれも受益者負担が伴い、整備後の管理は地元で行っていただく事になりますので、地域における徹底した話し合いが必要と思われまます。

なお、ほ場内の一部町道となっている箇所については、町の振興実施計画などで整備の方向性を示しながら実施する必要があることから、管理所管である建設課と連携しながら検討してまいります。

地域農業の将来の農地活用については、地域の皆さまに話し合いを行っていただき、「地域計画」として農地一筆ごとに管理していくこととなっております。地元のご要望にお応えできるよう関係機関との調整や丁寧な対応を行ってまいります。地区計画においてどのような営農を行い何が必要になるのかなどご検討いただく事が重要であると考えております。

### ◎令和6年度における具体的事業と予算額

・西横田尻地区農業水路等長寿命化・防災減災事業	7,000千円
・やまがた農地リフレッシュ&アクション事業	727千円
・中山間地域等直接支払交付金事業	94,059千円
うち 棚田地域振興活動加算	13,840千円
うち 集落機能強化加算	632千円
・多面的機能支払交付金事業	109,309千円